

入 札 説 明 書

調達物品名

ごみ収集車 4 台（回転板式）

相模原市 財政局 財政部 契約課

（令和 7 年 1 0 月 1 6 日入札公告分）

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）、相模原市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成22年相模原市規則第43号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

（1）入札番号

4050

（2）契約件名

ごみ収集車4台（回転板式）

（3）数量

別紙仕様書のとおり

（4）納入期限

別紙仕様書のとおり

（5）納入場所

別紙仕様書のとおり

2 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- （1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）入札日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- （3）参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- （4）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- （5）県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- （6）市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- （7）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更

生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定が確定している者を除く。)でないこと。

- (8) 入札開始日の前日現在、契約規則に基づく令和7・8年度競争入札参加資格者として登録され、営業種目「自動車」、細目「塵芥車」での認定がなされていること。
- (9) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。
- (10) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

3 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市財政局財政部契約課

電話 042-769-1391 (直通)

FAX 042-769-5325

Eメールアドレス keiyaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

ホームページURL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

4 入札参加資格確認申請の手続に関する事項

2(8)に基づき、本市競争入札参加者名簿に登載がない者が特定調達に係る競争入札参加資格認定申請を行う場合は、次の方法によること。

- (1) 資格認定申請に関する問合せ先

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」のとおり

- (2) 申請及び書類提出期限

別紙「入札案件概要書」のとおり

- (3) その他

詳細は、かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」(以下「電子入札システム」という。)の説明によること。

ホームページURL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

5 入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書(様式1)(電子入札システムによる申請の場合は不要)

イ 2(9)に該当する契約書の写し(要件に該当することが確認できる部分の抜粋)

ウ メンテナンス対応等証明書(様式2)

- (2) 提出期間及び提出方法

5(1)の提出書類を、令和7年10月16日(木)午前9時から令和7年10月27日(月)

正午までに電子入札システムにより提出すること。

ただし、電子入札システムが利用できない場合は、紙等により提出すること。

(3) 提出場所

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出すること。

※紙等による提出を希望する場合、電子入札システムが利用できないことを確認する必要があるため、事前に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に電話等で連絡すること。

(4) 入札参加資格の有無については、競争参加資格確認通知書により通知する。

(5) 入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

(6) 提出書類受付締切日時は、紙等により提出する場合も同様とする。紙等により競争参加資格確認申請書を提出した場合、以降、入札書提出に至る一連の手続きを紙等により行う（以下、当該手続きを「紙入札」という。）。紙入札に当たっては、別途、紙入札承認を受けること。

※紙入札による場合は、郵便入札とする。

(7) 競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

6 入札・開札の日時に関する事項

電子入札システムにより入札等を行う。

(1) 入札期間

令和7年11月19日（水）午前9時から令和7年11月20日（木）午後5時まで

(2) 開札日時

令和7年11月21日（金）午前10時00分

(3) 場所

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所第2別館3階入札室

※郵便入札における入札書受付締切日時等は、「16 郵便入札に関する事項」の説明による。

7 入札参加資格の喪失に関する事項

(1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。

(2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、入札参加資格喪失届を提出すること。

8 入札説明書（仕様書等）に関する事項

(1) 入札説明書（仕様書等）は、相模原市ホームページ「WTO「政府調達協定」の適用について」の「入札説明書」からダウンロード可。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/keiyaku/1026670/1003487.html>

(2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

(3) 質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。

※質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書（電子入札用）」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により提出すること。

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho_menu/keiyaku/index.html

※仕様書に記載されている参考製品以外の製品の納品を希望する場合は、「質問回答書（電子入札用）」を質問期限までに電子入札システム内の添付ファイル形式により提出し、「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」の承認を得ること。

※紙入札参加者は、事前に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に電話等で連絡の上、E-mailの方法で「質問回答書（電子入札用）」を提出すること。

※回答は、原則として電子入札システム内で公開するが、紙入札参加者については、E-mailにより回答を送付する。

(4) 質問は、上記(3)以外の方法によるものは受け付けない。

9 入札保証金に関する事項

契約規則第8条第3号により免除とする。

10 入札金額の記載に関する事項

(1) 入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額を持って契約金額とする。

(2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札金額とすること。

11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

(1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札

(2) 契約規則第16条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札

(3) ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま入札に参加した入札

(4) 他人名義のICカードを不正に取得し、使用して行った入札

(5) ICカードを不正に使用した入札

(6) 次に掲げる不備があった紙入札書

ア 入札者等の記名がないもの

イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの

ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの

エ 公告に示した案件名の記載がないもの

- オ 所定の日時までに到達しないもの
- カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの
- キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
- ク 紙入札承認を受けていないもの

1.2 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 原則として、落札者の決定は開札日とする。
- (3) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。
- (4) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は「電子入札システム」により開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。
なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
- (5) 落札者決定通知書は電子入札システムにより通知する。
- (6) 紙入札により参加した者へは（4）及び（5）の通知はE-mailにて通知する。

1.3 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額の10分の1以上の契約保証金を契約時までには納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。

1.4 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消となった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1.5 契約金の支払方法に関する事項

納品検査終了後、請求に基づき契約金額を一括して支払う。

1.6 郵便入札に関する事項

- (1) 郵便入札は、原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とする。郵便入札を行

う場合は、「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に事前に連絡すること。

- (2) 郵便入札は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便によること。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書の中封筒に入れ封緘の上、中封筒には氏名等を朱書すること。外封筒には入札番号、件名及び開札日を記載するとともに「入札書在中」と朱書し、「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」宛てに郵送すること。また、郵送した日に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。
- (3) 加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (4) 提出期限は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

1.7 開札に立ち会う者に関する事項

開札は電子入札システムにおいて行うため、原則として入札者の立会いは要しない。ただし、立会いを希望する場合は、開札日前日までに「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に連絡すること。

また、開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければならない。

1.8 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。また、契約条項は、別添「契約書（案）」による。
- (2) この調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23条）の適用を受けるものである。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
- (5) 苦情申立て
 - ア 当該調達に関し、相模原市入札監視委員会に対して苦情申立てを行うことができる。
 - イ 落札者の決定後苦情申立てが行われた場合、相模原市政府調達に関する苦情処理手続要綱（平成22年4月1日施行）に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。
- (6) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加
 - 2(8)に掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争入札に参加するためには、当該参加資格を有する旨の決定を受けなければならない。
- (7) 手続等の詳細及びこの公告に規定のない事項については、「契約規則」、「特例規則」、「電子入札運用基準」及び「相模原市物品購入（工事に使用する物品以外）に係る電子入札実施要領」によるものとする。
- (8) 落札決定後、契約締結までの間に、「2 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。

入札案件概要書		公告日	令和7年10月16日	公告別案件No	1/1
入札番号		4050			
契約件名		ごみ収集車4台(回転板式)			
数量		仕様書のとおり			
納入期限		仕様書のとおり			
納入場所		仕様書のとおり			
参 加 条 件	認定済 営業種目 (入札日の前日まで)	営業種目	細目		
		自動車	塵芥車		
	実績	・公告日から過去5年において、国若しくは地方公共団体に塵芥車の納入実績があること。			
	履行能力	・仕様書に示す業務を履行する能力を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されている者であること。			
競争参加資格確認申請書 受付期間		令和7年10月16日（木） 午前9時 から 令和7年10月27日（月） 正午 まで			
競争参加資格確認通知書 発行期間		令和7年11月4日（火） 午後1時 から 令和7年11月4日（火） 午後5時 まで			
参加資格がないと認めた理 由の説明請求期限		令和7年11月13日（木） 午後5時 まで			
質問期限		令和7年11月5日（水）			
回答期限		令和7年11月12日（水）			
参加資格がないと認めた理 由の説明請求に係る回答期 限		令和7年11月17日（月） 午後5時 まで			
入札書受付期間		令和7年11月19日（水） 午前9時 から 令和7年11月20日（木） 午後5時 まで			
		＊郵便の場合 令和7年11月19日（水）までに必着			
開札予定日時		令和7年11月21日（金） 午前10時			
契約保証金		要			
契約不適合責任		物件引渡し完了の日から起算して3年間			
備考		・この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。			

相 模 原 市

Sagamihara City

ごみ収集車 2 t

Garbage truck

仕 様 書

Specification

第1 総則

1 趣旨

この仕様書は、相模原市環境経済局が、令和7年度に購入するごみ収集車について必要な事項を定めるもの。なお本仕様書は1台分とする。

2 基準

本仕様書及び次の法令等、関連法規に適合したものであるもの。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

3 疑義

- (1) 仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、発注者の指示を受け、誤りのないようにすること。
なお、不明な点は発注者へ確認し、十分熟知の上契約するものとする。契約後に生じた疑義は、発注者の解釈に従うものとする。

4 費用負担

- (1) 自動車損害賠償責任保険、自動車重量税及び自動車リサイクル手数料を除く、車両納入までの費用は受注者の負担とする。
- (2) 自動車損害賠償責任保険については、車両登録検査予定日の14日前までに車台番号を発注者へ連絡し、証明書（写）とともに、発注者へ請求すること。
- (3) 自動車重量税及び自動車リサイクル手数料については、受注者が代納し、リサイクル券（写）とともに発注者へ請求すること。

5 検査

(1) 検査総則

- ア 発注者に提出した製作工程表に基づき、検査日程を組むこと。
- イ 受注者は、製作工程表等を考慮し、検査日の7日前までに発注者へ依頼文書を提出すること。
- ウ 本仕様書及び協議事項に基づいて行うものとする。ただし一部検査については、社内検査成績表等により省略できるものとする。
- エ 検査は、受注者立会いのもと、発注者担当者が行う。
- オ 検査実施場所は発注者の指示する場所とする。

(2) 中間検査

中間検査は、本体塗装前の各種備品設置時に実施するものとする。

(3) 完成検査

完成検査は、全塗装及び全装備が完了した時点とし、検査の結果不備事項又は不合格品がある場合は、発注者の指示する日までに改修又は取替えを行い、再度検査するものとする。経費は受注者の負担とする。

(4) 検査・検収

検査・検収は、車両納入時に発注者担当者により実施するものとする。

6 納入等

- (1) 納入場所 相模原市南区麻溝台1524-1 麻溝台環境事業所
相模原市緑区橋本台2-14-23 橋本台環境事業所
- (2) 納入数量 麻溝台環境事業所 2台
橋本台環境事業所 2台

- (3) 納入期限 令和9年3月31日
- (4) 受注者は、発注者の職員に対し、発注者の指示する場所において車両及び装備品等の取扱説明を行うこと。また、説明に資料等が必要な場合は、受注者が準備すること。
- (5) 車両及び装備品は納入後直ちに使用できる状態であること。

7 保証

保証書に次の内容を記載して、提出すること。

- (1) (2) で示す特別保証が必要な機構以外の車両の保証期間は、新車を登録した日から3年間（その期間内でも走行距離60,000kmまで）とし、費用は受注者が負担すること。
なお、その他の保証として、シールドビーム、ハロゲンランプは1年間（その期間内でも20,000kmまで）、キャビンの塗装表面錆は1年間、錆による外板穴あきは3年間の保証とすること。
- (2) エンジン機構、動力伝達機構、ステアリング機構、前後アクスル機構、ブレーキ機構、電子制御部品、乗員保護機構は特別保証とし、その保証期間は新車を登録した日から5年間（その期間内でも走行距離が100,000kmまで）とし、費用は受注者が負担すること。
- (3) 架装部分についての保証は原則1年間とすること。
- (4) 故障等の修理について、その対応が架装メーカー又はシャシメーカーのいずれかの判断がつき難いときの受付窓口は、受注者とすること。
- (5) 設計、製作上の欠陥による故障等を生じた場合は、保証期間後においても受注者がその責任を負い解決すること。
- (6) 本案件に関する契約不適合責任期間に関しては、物件引渡し完了の日から起算して3年間とする。

8 製作上の注意

- (1) 使用上の安全性、操作性を十分考慮すること。
- (2) 車体は十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであること。
- (3) 車体は、堅牢で長期の使用、常時登録された車両総重量の状態において十分耐え得るものであること。
- (4) 清掃、点検整備、修理等が容易に行えること。
- (5) 装備品等は、機能的かつバランスよく配置し、突起部分等については必要に応じてバリ取り等を行い、安全性を考慮すること。また、装備品等の積載については、発注者の意見を取り入れて製作すること。
- (6) 装備品等はメーカー及び品名が参考として示されているものについて、同等品以上を使用する場合には質問期間内に「電子入札システム」により同等品申請を行い、承認を得ること。なお、変更に際し、他の装備品、取付品及び取付装置との適合に不具合が生じた場合は受注者が責任を負い解決すること。

9 事前打ち合わせ

受注者及び架装メーカーは、契約後、速やかに発注者の指定する場所において仕様についての事前打合せを行うこと。

10 工程管理

受注者は工程管理を逐次行い、工程に変更が生じた場合、速やかに発注者に報告、協議すること。

第2 提出書類

1 承認図

受注者並びに架装メーカーは、契約後、速やかに発注者と細部について協議し、協議後30日以内に次の書類を提出すること。

- (1) 製作工程図
- (2) シヤシ関連諸元（エンジン型式、駆動方法、最高出力、総排気量、輪距、軸距、バッテリー規格、最小回転半径等）
- (3) 車両外観図
- (4) その他発注者が指示する書類

2 中間検査の報告

中間検査後の更新状況を示す書類及び写真を1部提出すること。

3 完成図書

受注者は、車両納入時に、次の書類を提出すること。

- (1) 車両外観図（前、後、上部、左右両面の外観5面図）
- (2) 新規検査等通知書
- (3) 自動車車検証、リサイクル券及び自動車損害賠償責任保険証の写し
- (4) 納品書
- (5) 車両取扱説明書
- (6) 完成写真（新規登録後ナンバー付）及び製作過程の写真、デジタルカメラで撮影したもので、CD-ROMによる電子媒体
- (7) 各保証書の写し
- (8) その他発注者が指示する書類

第3 仕様

1 シヤシ

(1) 概要

平成28年度排出ガス基準適合車であり、キャブオーバー型エンジン2tトラックに表記ごみ収集用架装を行ったものとする。

また、キャブについては、本市ごみ収集作業6年間程度の使用に耐えられるもの。

(2) 主要諸元

項 目	仕 様
キャブ形状	ハイルーフ（ハイキャブ）キャブオーバー、右ハンドル
乗車定員	3人
最大積載量	2,000kg（完成車）
車両総重量	7,000kg 未満（完成車）
排気量	2,900cc 以上
最大出力 NET	75kW 以上
最大トルク NET	230Nm 以上
車輪配列	前2・後復2駆動
軸距	2,500mm±50
最小回転半径	5.5m 以下
変速方式	オートマチック4速 以上

シフトレバー	フロアシフト又はインパネシフト
--------	-----------------

(3) 装備品及び付属品

- ア AM、FMラジオ交通情報・時計付（デジタル式）
- イ エアコン付
- ウ ミックスタイヤ（205/85R16）（チューブレスタイヤ）装着、後輪はダブルタイヤとする。
- エ スペアタイヤはミックスタイヤ1本とし、スペアホイール（塗装なし）と合わせ、環境事業所へ直接搬入すること。
- オ ブレーキは、前輪はディスクブレーキとし、ABS仕様とする。
- カ 全席ヘッドレスト取付、前後スライド、リクライニング機構付き
- キ サイドミラーはヒートドドアミラー及び電動格納ミラーとする。
電動格納ミラーは左右別々に操作できるようにすること。
- ク 助手席側にアンダーミラーを2個設置すること。（後述指示項目①）
- ケ 運転席及び助手席にサンバイザー及びサイドバイザーを取り付けること。
- コ 運転席及び助手席のシートは、乗り降り頻度が高いのでそれに十分に耐えることができる仕様のもにすること。
また、シート座布団（メッシュ構造及びセパレートタイプ脱着可のもの）を装着すること。
（後述指示項目②）
- サ 運転席及び助手席に伸縮式シートベルト、中央に固定式シートベルトを取り付けること。
- シ 運転席及び助手席に作業日報置きを設置すること。（後述指示項目③）
- ス 中央席前に固定されたフレームを使用した地図置き（B4サイズの地図を想定。地図置きの柄は上下に角度調整できる可動式で、ハザードスイッチの操作に支障をきたさない構造とする）を設置すること。（詳細は受注後、個別に指示（I））

写真はイメージ



- セ 左右両側のドアにフットランプを設置すること。

写真はイメージ



- ソ 左右両側にバックランプを設置すること。
- タ 電気式ドアロックを装備すること。
- チ フォグランプを設置すること。
- ツ 運転席及び助手席側ウィンドウは、パワーウィンドウとすること。
- テ 全ての灰皿を取り外すこと。
- ト 両側面に路肩灯を設置、メインスイッチ操作による断続可能な構造とすること。
（詳細は受注後、個別に指示（Ⅱ））
- ナ 降車用滑り止めを座席脇のフェンダー部分に設置すること。（後述指示項目④）
- ニ P T Oスイッチは標準埋込式とすること。（後述指示項目⑤）
- ヌ P T Oは、A Tセレクトレバーがパーキングの時のみスイッチ操作で稼動出来ること
- ネ 牽引フックをシャシフロント部に取付けること。
- ノ 両側面後部フェンダーに、車幅灯（バルブタイプ）を設置すること。（詳細は受注後、個別に指示（Ⅲ））



- ハ 左折及びバック時に警告する警報用音声アラームを設置すること。（後述指示項目⑥）
- ヒ ライト類点灯とイグニッションスイッチは連動すること。（後述指示項目⑦）
- フ インパネスイッチ関係は、走行時に使用するものを右側、収集作業時に使用するものを左側に設置し、操作性・耐久性があるものとする。
- ヘ ドアの開閉角度は、70度程度とする。
- ホ フロントラジエーターグリル部又はフロントバンパー部にLED型昼間点灯装置（水が入らない構造）を設置（詳細は受注後、個別に指示（Ⅳ））また、点灯はイグニッションスイッチ又はエンジン始動と連動するもの。



- マ アシストグリップ設置（運転席１個、助手席２個）（６年以上の使用に耐えるもの）
- ミ バックモニタードライブレコーダー設置（市光工業製：STR-300）（後述指示項目⑧）
- ム クロスチャンネル（リアタイヤより後方のシャシフレーム）に錆止めを塗付すること。
- メ アンテナは真上に伸びることで走行時の障害となることがないようにアンテナ用フックを接続するか、ショートアンテナタイプとする。



- モ タイヤ灯はサイドバンパーより高い位置に取り付けること。



2 架装関係

（１）概要

新明和工業㈱製、極東開発工業㈱製、㈱モリタエコノス製またはこれと同等のもので下記の仕様を満たすもの。

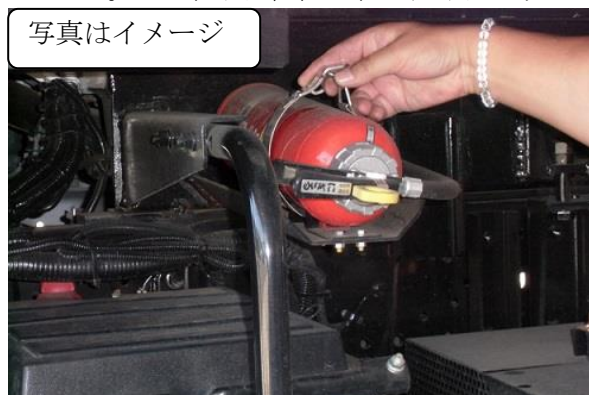
項 目	仕 様
積み込み方式	回転板式
排出方式	ダンプ排出式
荷箱容積	4.0 m ³ 以上 5.0 m ³ 未満
車両全高	2,300 mm以下
汚水タンク容量	60 リットル程度

(2) 装備品

- ア 後部作業灯はLED型とし、3箇所取り付け（架装後部2箇所、スライドカバー内部1箇所）、メインスイッチ操作並びに回転板横スイッチ操作により断続可能な構造とすること。
（詳細は受注後、個別に指示（V））



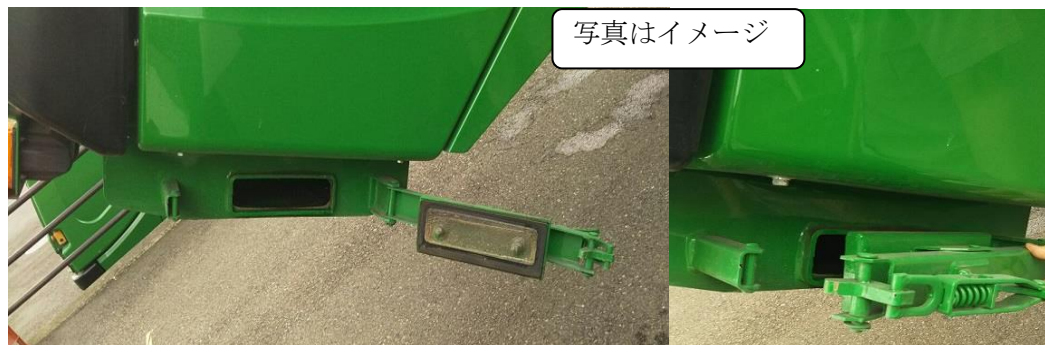
- イ 消火器は、自動車用ABC粉末（薬剤量1.2kg程度）2本とし、取付台と固定具を設置すること。なお、取付位置は、運転席及び助手席側とすること。（詳細は受注後、個別に指示（VI））



- ウ 酸素遮断装置（CO₂=二酸化炭素・4.8kg）を運転席側へ設置する。操作ボックスはキャブ内に設置し、ボンベの数は1本とすること。（詳細は受注後、個別に指示（VII））



エ 汚水タンクはドレンコック式又はそれに準ずるものとする。 (地面からの距離は33cm以上離し、ヒンジは車両前方側に取付、ワンタッチ式で開閉できる構造とする。)



オ 乾電池回収容器 (二重構造で内側が容易に取り外し可能な構造) を助手席側に取付けること。また、内側のカゴは簡単に出し入れできるようにし、容量として10リットル程度を確保すること。 (詳細は受注後、個別に指示 (Ⅷ))



カ 後部に清掃用板入れを取り付けること。ダンプ時に清掃用板が落下しない構造とし、本体後部と板入れの隙間を1.5cm程度空けること。 (詳細は受注後、個別に指示 (Ⅸ))



キ 架装助手席側に車輪止め入れを 2 個取付けること。（詳細は受注後、個別に指示（X））

写真はイメージ

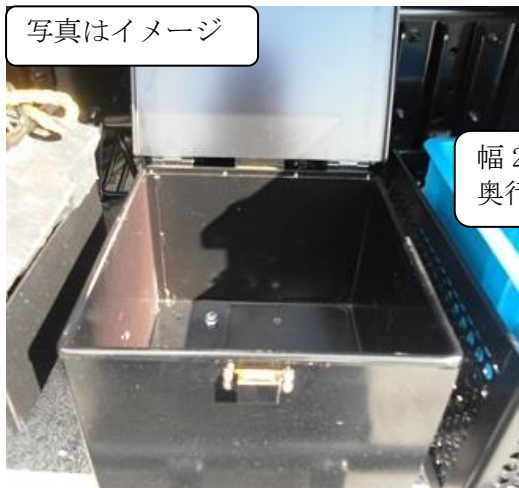


ク 手袋入れ（蓋付き）を、両側面に取付けること。開閉しやすいワンタッチ式とし、強力な磁石を用いるなど走行時のぐらつき防止に配慮すること。

***右側に関しては、取付位置、寸法を受注後協議して決定する。**

雨天時、蓋を開いた際に中が濡れないように、手袋入れの上に簡易的な屋根を設置すること。（詳細は受注後、個別に指示（X I））

写真はイメージ



幅 25 cm ×
奥行 15 cm程度

ケ 外装塗装は指定色（日本ペイント カレントカラーペイント N014-566Z エルムグリーン）及び白色とすること。（ホイルは塗装なし）後部扉は、白色とすること。

コ 文字の書体は、丸ゴシック体とすること。（下記（4）文字入れ の通り）

サ 後部バンパー（投入口台）の塗装は、黄色と黒色の縞模様とすること。

写真はイメージ



シ 工具箱を設置すること。*取付位置、寸法を受注後協議して決定する。

写真はイメージ



ス インターロック装置を荷箱後部の両側面に取付けること。

写真はイメージ



セ 積込み作動は、1 サイクルごと停止と、連続運転の切換えが出来るものとし切換えスイッチは、後部操作ボックスのそばに取り付けること。

ソ 作動時には、電子制御で、エンジンの回転数を調整し、油圧ポンプを駆動するものとする。

タ 積込み作動の所要時間は、約10秒とし、可変容量プランジャーポンプを用いエンジン回転数を故意に上げた場合でも各作動時間が変わらない構造とすること。

チ 駆動装置、軸受等は、最大負荷時においても破損、変形を来さぬこと。

ツ 回転板等の緊急停止装置を投入口左右、後部バンパーに取付けること。(地上高約85～140 cm の位置)

写真はイメージ



テ 排出機構は、回転板によるかき出し方式とし、回転板については、黄色に塗装すること。



ト テール部にハザードランプを装着し、P T Oと連動し点灯する構造とすること。

ナ 操作盤のトグルスイッチは、平らなレバー（モールドレバー形等）を使用すること。



ニ テールゲートのフック解除表示用ランプを装備すること。

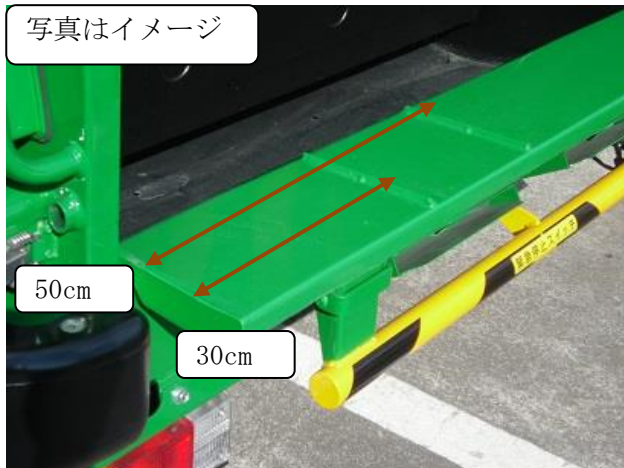


ヌ ダンプした状態でもテールゲートが下がるような構造とすること。

ネ テールゲートが開いているときは、車内ブザー（音量60～70 d b 程度）が鳴ること。

ノ テールゲートの開閉用ハンドルはツーハンドル構造とすること。

ハ 投入口テーブルに投入物の30cm、50cmのラインを引くこと。テーブル幅いっぱいに設置する必要はなく、投入物が引っかかりにくい形状とすること。投入口テーブルは、水平にせず、角度を設け、作業中の揺れなどでも角度を維持できるようにすること。
(詳細は受注後、個別に指示 (X II))



ヒ スペアタイヤを車両に積載しない構造とすること。

フ 助手席側キャビン後方に、収納用として2段式のカゴをキャブの幅より内側に取り付けること。扉は内部に水が入らない加工とし、ワンタッチ式で開閉するようにすること。(カゴの脇にはタオルかけも設置すること)

また、上部からの雨漏り防止のため、板金溶接箇所をカゴ下部にするなど注意すること。
(詳細は受注後、個別に指示 (X III))



- ヘ 車体の沈み込みにより過積載を検知し、通知するランプを車両後部に取り付けること。
- ホ 架装の各軸受部及び摺動部には、自動給脂装置を取り付けること。分配器、配管等は、ごみにより破損しない構造及び取付位置とすること。また、構造上手差しとなってしまう箇所には、目立つ色のペンキ又はシールで印を取り付けること。
- マ 車両後部に一体型バックモニタードライブレコーダー（雨天時及び逆光時にも視野を確保できる構造）を設置し、バック時における運転席でのモニターによる後方確認及び運転時における前方及び後方の録画をできるようにする。また、車体前後の見やすい部分に録画中であることが分かるステッカーを貼ること。（詳細は受注後、個別に指示（XIV））



- ミ バックモニタードライブレコーダーは、カメラなどの部分ごとに交換できるものを使用すること。
- ム 回転板底部は摩耗防止のためステンレス製 t 6.0 以上とすること。

（3）付属品

工具一式（点検ハンマーを含む）、発煙灯、赤旗、三角停止版、車輪止め 2 個（廃プラスチック製）、フロアマット（1 セット）、チェーン、タッチペン（外装塗装に用いたものと同色のものを各色 1 本）、エンジンオイル（20 リットル）

※排出ガスの処理に尿素を使用する場合は、別途、尿素を 130 リットル納品すること。

（4）文字入れ

「相模原市」「号車N o.」及び発注者が指定する「ロゴ等」の文字入れをすること。うち「号車N o.」は、予備のために、さらに 1 枚用意すること。

（ロゴ、文字の大きさ、位置、号車N o.については受注後、個別に指示（XV））

（5）貼り付け

ポスター（縦 1,050 mm×横 840 mm程度を 2 か所、フルカラー）を用意し貼り付けること。データは発注者で用意し、貼り付け位置は別途指示する。なお、ポスターの素材は、日射や風雨にさらされても劣化しにくいものを考慮すること。

ボデー側面の文字入れを行う面は、ポスターなどが貼りやすいように、凹凸や段差を設けないこと。また、縦 1,050 mm×横 840 mmのポスターを掲示するスペースを確保し、ポスターを掲示するスペースには文字入れやシールの貼り付けを行わないこと。



3 指示項目

- ① アンダーミラーは、サイドミラーより外へ出ないように設置すること。
- ② 制汗性や雨天時の作業のため、背中から臀部にかけてシート座布団（メッシュ構造）を装着すること。シート座布団については、座席側部まで全体を覆うようにし、納品時に予め装着すること。

写真はイメージ



写真はNG例
(座席側部全体が覆われていない)



- ③ ヘッダートレイが運転席及び助手席にあるものは必要なしとするが、作業日報が滑り落ちることがないように、工夫すること。
- ④ 降車用滑り止めの取り付け位置及び長さは、シャシの状況をみて適切な位置に設置すること。
- ⑤ 運転席右側に取付け、スイッチ位置は右側とする。
- ⑥ エンジンに負荷が加わった時においても、音量が一定のものであり、音量調整ができるもの。（消音機能あり）なお、ライト点灯時も作動する仕様とすること。
- ⑦ イグニッションスイッチを回さないとライトが点灯しない仕組みとすること。
- ⑧ バックモニターの取付けは、架装開閉時に危険がない位置にすること。

4 その他指示

- (1) 操作板の位置は、運転席のダッシュボードの上とすること。
- (2) 荷箱内の底部については、高張力鋼板 t 4.0 以上とすること。
- (3) ホッパ内底部は高張力鋼板 t 4.5 以上とすること。
- (4) スイッチ類は、統一された表示にすること。
- (5) ナンバープレートを止めるボルトには P T O、裏側にナットを 2 個付けて締めること。
- (6) ハザードランプの増設については、テール部のホッパードアの開閉などの妨げにならないように設置し、P T Oと連動して収集作業中に点滅するようにすること。また、収集作業の安全を確保するため、収集作業中の点滅は、後方から見て明瞭かつ広域であるものとし、黄色のハザードランプ（電球）2 個を左右対称に増設すること。
- (7) 押込板と積載時の安全停止装置（後部バンパー）の塗装は、黄色と黒色の縞模様とすること。
- (8) 塗装については、フロントグリル等の樹脂製のものは塗装しないものとする。
- (9) 燃料タンクを燃料で満たした状態で納車すること。排出ガスの処理に尿素を使用する場合は、尿素で満たした状態で納車すること。
- (10) 後部フェンダーは、架装部に取り付けること。

以 上

物 件 売 買 契 約 書 (案)

契約番号

1	契 約 件 名					
2 契 約 物 件	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価 (税 込)	金 額 (税 込)
3	納 入 場 所 指 定 箇 所					
4	納 入 期 限 令 和 年 月 日 まで					
5	契 約 金 額		百万	千	円	
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額						
6	支 払 の 条 件 ☐ 部分払 _____ 回 ☐ 完納払い (第 7 条 全 文 削 除)					
7	契 約 の 保 証 ☐ 免除 (第 1 1 条 全 文 削 除)					
	☐ 現 金 _____ 円					
	☐ 保 険 加 入 ☐ 有 価 証 券 _____ 円					
8	契 約 不 適 合 責 任 期 間 物件引渡し完了の日から起算して _____ 年間					
9	そ の 他 の 事 項					

上記物件売買について、相模原市を発注者とし、 _____ を受注者とし、次の契約条項に基づき契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 相模原市中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号
相 模 原 市
代表 相模原市長 本村 賢太郎 印

受注者

印

契 約 条 項

（総則）

- 第1条 受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（仕様書、見本及びこれらに対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第2条 受注者は、発注者の許可を受けたときを除くほか、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（特許権等の使用）

- 第3条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料（写真、イラスト及び文章等を含む。）製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（守秘義務）

- 第4条 受注者は、本契約において知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。これは、契約物件の引渡し後も同様とする。

（検収及び引渡し）

- 第5条 受注者は、契約物件を納入しようとするときは、発注者の検収を受け、これに合格したときに当該物件を発注者に引渡すものとする。
- 2 検収の結果、不合格品があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に良品と引換え、再検収を受けなければならない。

（契約代金の支払い等）

- 第6条 受注者は、契約物件の引渡し完了したときは、所定の手続きにしたがって契約代金の支払いを請求し、発注者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。

（部分払）

- 第7条 受注者は、契約物件の完納前において、相模原市契約規則第40条の規定により、対価の一部を受けようとするときは、既納部分に応じて契約代金の部分払を請求することができる。

（危険負担）

- 第8条 契約物件引渡し前に、発注者受注者双方の責に帰することのできない理由により、当該物件に生じた損害はすべて受注者の負担とする。

（契約不適合責任）

- 第9条 発注者は、契約不適合責任期間中、契約物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、契約物件の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、発注者は、その契約不適合責任によって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合責任が、天災その他の不可抗力に起因したと発注者が認めたときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合の違約金）

- 第10条 受注者の責に帰する理由により、納入期限までに契約物件を納入しないときは、受注者は、発注者に対して違約金を支払わなければならない。
- 2 前項の違約金は、遅延日数に応じ契約金額又は未納部分に相当する金額につき年2.5パーセントの割合で算出した額とする。

（契約の保証）

- 第11条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約保証金から生ずる利子は、発注者に帰属するものとする。

（物価変動に基づく契約金額等の変更）

- 第12条 契約期間内に経済事情の激変その他の予期する事のできない異常な事態が発生し、契約金額が著しく不適當となったときは、発注者と受注者とが協議の上、契約金額又は物件の規格等を変更することができる。

（納入期限の延長）

第13条 受注者は、天災地変その他の正当な理由により納入期限までに納入を完了できないときは、発注者に納入期限の延長を請求することができる。その延長日数は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

（発注者の催告による契約解除権）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間に履行がないときはこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者の責に帰する理由により、納入期限又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、受注者又はその代理人が本契約に違反し、本契約の目的を達することができないとき。

（発注者の催告によらない契約解除権）

第14条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可若しくは認可等を失い、又は営業の停止が命じられる等受注者が契約者たる資格を欠いたとき。
- (2) 第2条の規定に違反したとき。
- (3) 受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (4) 破産、民事再生、会社更生手続開始の申立の時又はそれらの申立を受けたとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条の3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- (3) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

3 第1項の場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（暴力団等排除に係る発注者の契約解除権）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び第20条において、「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
- (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- (4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による発注者の契約解除権）

第16条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(受注者の催告による契約解除権)

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間に履行がなく物件の納入が不可能になったときは、この契約を解除することができる。

2 前項により、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。その場合における損害賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(解除に伴う措置)

第18条 発注者は、この契約が解除された場合において、第5条の規定に基づき検収に合格し引渡しを受けた物品がある場合は、当該引渡しを受けた部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

(談合その他不正行為による賠償の予定)

第19条 受注者は、第16条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第16条第1項第1号から第3号までのうち、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。

(2) 第16条第1項第4号の規定に該当する場合において、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第19条の2 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。なお、不足があるときは、これを追徴する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第20条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(紛争の解決等)

第21条 この契約条項について疑義が生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(様式1)(電子入札システムによる申請の場合は不要)

令和 年 月 日

競争参加資格確認申請書

相模原市長 あて

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者氏名)

(電話番号)

次の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための書類を添えて申請します。

公告年月日	
案件名	

紙入札書

- ☐ 課税事業者
- ☐ 免税事業者

入札書

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

電子くじ番号		

件名

入札番号

上記の金額で入札します。

令和 年 月 日

相模原市長 あて

所在地

名 称

代表者

メンテナンス対応等証明書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

(競争入札参加希望者) 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(担当者氏名)

次のとおり証明します。

調達物品名 【 】

1 当該車両のメンテナンスが行える整備工場

(1) 最寄の整備工場

整備工場名称

所在地

電話番号

(2) 競争入札参加希望者との関係

直営・協力(該当するものを「○」で囲む)

「協力」に該当する場合は、競争入札参加希望者等の契約状況を明らかにする契約書又は代理店証明書の写しを添付すること。

(3) 整備を実際に担当する人員(サービスエンジニアを含み常駐者であること)

及び担当者名

人員 名

担当者名

(4) 点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、1日に対応します。

2 部品供給体制

(1) 部品供給の総括窓口及び担当者名

総括窓口

担当者名

電話番号

(2) 供給系統（フローチャート図）

(3) 依頼から納品までの所要日数は、2日以内で対応します。

3 技術員の派遣体制

(1) 最寄りの整備工場への派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 現地到着までの所要日数は、1日以内で対応します。

(2) メーカーの技術員の派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 現地到着までの所要日数は、2日以内で対応します。